

公示番号：170667

国名：セネガル

担当部署：人間開発部 基礎教育グループ 基礎教育第二チーム

案件名：初等教育算数能力向上プロジェクト（初等算数教材開発（図形））

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：初等算数教材開発（図形）

(2) 格付：3号

(3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2017年10月中旬から2017年12月下旬まで

(2) 業務 M/M：国内 0.40M/M、現地 2.33M/M、合計 2.73M/M

(3) 業務日数：国内準備5日、現地業務70日、帰国後整理3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：9月20日（水）（12時まで）

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）
（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報
>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））
>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、
JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても
受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年10月6日
（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|-----|
| ①業務実施の基本方針 | 16点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制等 | 4点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|-------------------|-----|
| ①類似業務の経験 | 40点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③語学力 | 16点 |
| ④その他学位、資格等 | 16点 |

（計 100 点）

類似業務	初等算数教材作成に係る各種業務
対象国／類似地域	セネガル／全途上国
語学の種類	フランス語・英語（1：2）

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし。

(2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要。

6. 業務の背景

セネガルの初等教育純就学率は 68%（1999 年）から 86%（2011 年）に改善し（UNESCO, 2014）、アクセスには一定の改善がみられる。しかしながら、急速な就学者数の増加に対し、適切な教育サービスの提供が追い付かず、初等教育修了率は 66.5%（2011 年）に留まるなど、教育の質改善が課題となっている。セネガル教育省が学習指導要領・教科書の改訂、教員研修制度の構築、学校運営委員会の全国設置など着実に取組を進めてきている一方、国際的な学力調査である「教育システム分析プログラム（Programme d'Analyse des Systèmes Educatif de la CONFEMEN: PASEC）」の 1996 年と 2006 年の結果によれば、10 年間、学力に大きな変化は見られず、学力向上に向けて引き続き多様な取り組みが求められている。

この様な背景の下、セネガル教育省は 2013 年に教育セクター開発計画である「質と衡平性、透明性改善プログラム（PAQUET, 2013-2025）」を策定し、主要優先課題として「基礎教育の普遍化（公平性）」、「教育の質の向上（質）」、「より効果・効率・包括的なガバナンスを目的とした教育計画管理の地方分権化・分散化の促進・強化（ガバナンス）」に取り組んでいる。特に、初等教育段階では教育の質の向上に向け、児童のフランス語と算数能力の強化を最優先課題として掲げている。

セネガル教育省は、JICA の技術協力により、理数科教育改善プロジェクト（PREMST）、及び教育環境改善プロジェクト（PAES）の 2 案件を 2007 年から 2015 年 8 月まで実施した。前者は現職教員研修モデルを、後者は住民参加型学校運営モデルをそれぞれ完成させ、さらにはセネガル全土へ普及させるという成果を上げた。それら技術協力により構築された教員研修や学校運営の仕組みを発展させ、子どもの学びの改善に向け、特に重要となる初等算数の学力向上に取り組むべく、2015 年 9 月より「初等教育算数能力向上プロジェクト（PAAME）」（以下、「プロジェクト」という。）が開始された。本プロジェクトはセネガル教育省ナショナルチーム（初等教育局をはじめ本省及び地方の教育省職員で構成）を主なカウンターパート（以下、「C/P」という。）機関とし、現在、「チーフアドバイザー」、「学校運営委員会能力強化」、「算数教育」及び「業務調整」の 4 名の長期専門家を派遣している。

プロジェクトでは、正規授業内外における児童の初等算数の学びの改善モデルの構築を目指している。プロジェクトは、これまでに初等算数の数と計算領域に関し、モジュール、指導案及び教具活用手引を開発するとともに、初等第 1 学年から第 4 学年を対象とした計算ドリルを作成してきている。教材については、数と計算領域に加え、初等算数の図形領域についても、児童が自ら用いて学べるワークブックの作成が求められている。

本業務は、セネガルにおける初等教育カリキュラム等をふまえ、初等算数の図形領域に関し、初等第 1 学年から 4 学年で習得すべき知識と技能を身につけるための学習

教材（図形ワークブック）の基本構成をカウンターパートとの協議により設定し、基本問題の参考例を開発する。また、活動全体を通じ、教材開発を通じて C/P の能力を強化することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトのチーフアドバイザーによる指導及び他専門家からの助言の下、算数学習教材開発に向けて C/P とともに図形ワークブックの基本構成を定め、基本問題の参考例を作成する。

具体的担当事項は以下のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2017年10月中旬）

- ア プロジェクト関係資料（協議議事録 [R/D]、モニタリングシート、技術協力成果品等）を確認し、プロジェクトの枠組み及び活動計画、活動の実施状況について把握する。
- イ セネガル国初等教育カリキュラム及び教科書・指導書等をもとに、本業務により開発する図形ワークブックの位置づけ・取り扱う内容を把握する。
- ウ プロジェクト専門家とのテレビ会議に出席し、図形領域のワークブックの基本構成について協議を行う。
- エ 業務実施計画書（和文および仏文）を作成し、JICA 人間開発部に提出、説明する。

(2) 現地派遣期間（2017年10月中旬～2017年12月下旬）

- ア 現地業務開始時に C/P 機関及び JICA セネガル事務所に業務実施計画書を提出、説明するとともに、同事務所に対し定期的に活動進捗報告を行う。
- イ パイロット2州（カオラック州およびカフリン州）における図形領域に係る授業を視察し、授業の展開及び児童の学習状況を把握するとともに、教員に対してヒアリングを行い、教員の教科・教授法知識、図形領域の指導案及び教材等を確認する。
- ウ 第1学年から第4学年の図形ワークブックの構成、流れ、取り扱う内容について、カウンターパートと協議を行い、それらの案をとりまとめる。図形ワークブックに児童の図形の概念理解を促す説明や図表を挿入するかを検討する。
- エ 図形ワークブックのコンセプトを検討するための参考例を作成するため、カウンターパートとの協議を通じ、対象とする学年や内容を選定する。本業務において作成する参考例の数量は人間開発部基礎教育第二チームを交えた協議を通じて設定するが、第1学年から第4学年の1学年あたり3～5項目程度を目安とする。協議の結果をふまえ、本専門家の業務量の範囲内で、項目の数量について最終的な調整を行う。
- オ カウンターパートとともに、図形ワークブックの基本問題の参考例（案）を作成する。基本問題の前に児童の図形に係る概念理解を促す説明や図表を加えることが妥当と判断される場合には、その点を参考例（案）に加える。児童の図形の概念理解を促す説明や図表の具体的な分量や内容例については、ワークブック基本問題の作成過程においてカウンターパートに提案し、協議を行う。
- カ カウンターパートとともに、図形ワークブックの基本問題（案）の学校現場における試行を実施し、その結果をもとに参考例の改訂を行う。図形ワークブックの構成、流れ、取り扱う内容についても改訂の必要性について検討を行い、カウ

ターパートとの協議を経て最終化する。

キ C/P 機関及び JICA セネガル事務所に対し、それぞれ業務の成果、提言等を含む現地業務結果報告書(仏文・和文)を提出し、現地業務報告を行う。

(3) 帰国後整理期間(2017年12月下旬)

ア 現地派遣期間の活動結果を JICA 人間開発部に対して報告する。

イ 図形ワークブック基本構成、基本問題の参考例を含めた専門家業務完了報告書(和文)を JICA 人間開発部に提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務実施計画書

仏文 2 部(C/P 機関、JICA セネガル事務所)

和文 2 部(JICA 人間開発部、JICA セネガル事務所)

(2) 現地業務結果報告書

仏文 2 部(C/P 機関、JICA セネガル事務所)

和文 2 部(JICA 人間開発部、JICA セネガル事務所)

(3) 図形ワークブック基本構成、基本問題の参考例

仏文 3 部(C/P 機関、JICA 人間開発部、JICA セネガル事務所)

(4) 専門家業務完了報告書

和文 2 部(JICA 人間開発部、JICA セネガル事務所)

また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICA 人間開発部に提出する。上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出する。

なお、上記(1)～(2)の成果品の仏語での作成が難しい場合、英語での提出を認める。仏語への翻訳については現地で備上する通訳が支援する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む(見積書に計上のこと)。

航空経路は、成田⇒ドバイ⇒ダカール⇒ドバイ⇒成田を標準とする。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2017年10月中旬から2017年12月下旬を予定しているが、ある程度の日程調整は可能。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクト専門家チームの構成は、以下のとおり(本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載)。

- ・ チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
- ・ 学校運営委員会能力強化（長期派遣専門家）
- ・ 算数教育（長期派遣専門家）
- ・ 業務調整（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

プロジェクト専門家チームによる便宜供与事項は以下のとおり。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む）
- エ) 通訳備上
英仏通訳の備上（必要な場合）
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
教育省内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

（２）参考資料

①本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されている。

- ・ 基礎教育セクター情報収集・確認調査 国別基礎教育セクター分析報告書（セネガル）
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12083200.pdf>)
- ・ プロジェクト概要
(<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/11964ab4b26187f649256bf300087d03/3f9a70d00a40a4c049257e4a0079e0bf?OpenDocument>)
- ・ 理数科教育改善プロジェクトフェーズ２中間レビュー評価結果要約表
(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_1100635_2_s.pdf)
- ・ 教育環境改善プロジェクトフェーズ２終了時評価調査結果要約表
(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_1000720_3_s.pdf)
- ・ その他プロジェクトにかかる関連資料は担当者へお問い合わせください。

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、タイトルに「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。

なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。（受領と共に右に同意いただいたものとします。）

- ・ 独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程
- ・ 情報セキュリティ管理細則

(3) その他

- ① 類似業務「算数教育」については、教材作成の経験があることが望ましい。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度のため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録ください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上